

資料提供

令和6年7月26日

課名：財産管理課

担当者：長延

電話：082-513-2307

広島県福山庁舎第2庁舎に係る土壌汚染対策法に基づく区域の指定等について

1 要旨

解体工事予定である広島県福山庁舎第2庁舎において、土壌汚染対策法（以下「土対法」という。）に基づく土壌汚染状況調査を実施したところ、一部の区画において基準値を超える六価クロム化合物が検出された。

これを受けて、処分庁である福山市において井戸の利用状況等調査を行い、半径500m以内に飲用井戸がないことが確認されたため、土対法に基づき、「形質変更時要届出区域」*に指定された（本日付け福山市告示）。

*形質変更時要届出区域とは

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域。

土地の形質変更時に、届出が必要。

<参考>土壌汚染状況調査の概要

調査名	土対法に基づく土壌汚染状況調査
調査地	福山市三吉町一丁目286番2の一部、366-2の一部
調査方法	土壌ガス調査、土壌試料採取、土壌溶出量調査、土壌含有量調査
調査対象物質	旧保健所において、過去に使用が確認された有害物質（25種）

2 告示等の概要

(1) 区域の指定箇所（汚染が確認された区画）

福山市三吉町一丁目286番2の一部

(2) 有害物質の種類

六価クロム化合物

(3) 指定の種類

形質変更時要届出区域

<土壌汚染対策法調査結果>

調査対象の1区画（10m×10m）において、土壌溶出量（濃度0.07mg/L）が基準*（0.05mg/L）を超過していた。

*基準（土壌溶出量基準）とは

土壌から地下水に有害物質が溶け出し、その地下水を飲用するリスクを考慮した基準。

長時間の飲用を想定した際の健康への影響の観点から設定されるもので、地下水を毎日2リットル、70年間飲み続けても影響がない値とされている。

3 健康被害の有無について

土対法に基づく調査対象範囲（基準不適合の区画から半径500m以内の範囲）において、井戸の利用状況等調査を行ったところ、飲用井戸は確認されなかった。（6/14実施）

また、福山庁舎内においても飲用井戸はないことから、職員及び来庁者に健康被害が生じることは想定されない。

4 指定後の対応

工事などの形質変更を行う場合は、福山市と協議・調整の上、必要な手続きを行う。